

東京都知事が審査庁となるべき審査請求の標準審理期間

| | 標準審理期間 |
|--------------------|--------|
| 東京都行政不服審査会に諮問する場合 | 7. 5月 |
| 東京都行政不服審査会に諮問しない場合 | 4月 |

注

- 1 東京都情報公開条例及び東京都個人情報の保護に関する条例に基づく開示決定等の処分並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者介護給付費等の処分及び児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の処分に係る審査請求は含みません。
- 2 行政不服審査法第43条第1項第2号の規定により、同法第9条第1項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ当該議を経て裁決する場合の審査請求は含みません。
- 3 標準審理期間は、審査請求の審理期間の目安として定められるものであり、審査請求の内容（事案の複雑性、困難性、特殊性等）により、具体的な審理期間は変動します。また、審査請求書に不備があつて補正を行う場合、審理員が審査請求人又は参加人の申立てにより口頭意見陳述等を実施する場合、東京都行政不服審査会が審査請求人又は参加人の申立てにより意見の陳述等を実施する場合によっても、審理期間は変動します。